

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱

制 定 平成6年3月17日

一部改正 令和7年4月1日

目 次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
- 第2章 入札参加者の資格（第3条－第15条）
- 第3章 一般競争入札（第16条－第26条）
 - 第1節 一般競争入札（政府調達協定対象工事）（第17条－第21条）
 - 第2節 一般競争入札（条件付）（第22条－第26条）
- 第4章 指名競争入札（第27条－第32条）
- 第5章 一般競争入札（政府調達協定対象工事）における技術力結集型共同企業体（第33条－第39条）
- 第6章 一般競争入札（条件付）における技術力結集型共同企業体（第40条－第46条）
- 第7章 一般競争入札（条件付）における技術修得型共同企業体（第47条－第53条）
- 第8章 補 則（第54条－第62条）
- 附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市(医療局病院経営本部を除く。以下同じ。)の発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについては、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。)及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則(平成7年12月横浜市規則第136号。以下「特例規則」という。)その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語等の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **工事** 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに船舶の建造及びその他製造の請負をいう。
- (2) **一件の工事** 原則として、一つの設計書にまとめられた工事を一件の工事として扱うものとする。
- (3) **工事費** 一件の工事として発注する工事の設計書に記載された設計金額(消費税相当額を含む。)とする。
- (4) **工種** 本市の発注する工事の種類をいい、別表1に定めるものとする(同表に定める細目も含む。)
また、各工種に対応する建設業法第3条第2項に規定する建設業は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。
- (5) 削除
- (6) **市内企業** 登記簿上の本店及び建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下「経審」という。)の申請に際しての主たる営業所を横浜市内に有する者とする。
- (7) **準市内企業** 前号に掲げる者以外の者で、建設業の許可を有する営業所を本市内に有しており、かつ、所管税務部局へ当該営業所の法人開設届出書を提出している者とする。
- (8) **市外企業** 前2号に掲げる者以外の者とする。
- (9) **工事成績** 横浜市請負工事検査事務取扱要綱(平成11年4月施行。以下「本市検査要綱」という。)第6条の規定により電子入札システム(横浜市契約規則第2条第3号の電子入札システムをいう。以下同じ。)に登録された評定点(本市検査要綱第7条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点)、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱(平成11年4月施行。以下「水道局検査要綱」という。)第7条の規定により電子入札システムに登録された評定点(水道局検査要綱第8条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点)、横浜市交通局請負工事検査

事務取扱要綱（平成 11 年 4 月施行。以下「交通局検査要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により電子入札システムに登録された評定点（交通局検査要綱第 7 条の 2 の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）及び横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱（平成 24 年 11 月施行。以下「医療局病院経営本部検査要綱」という。）第 5 条第 4 項に規定する工事成績評定書の評定点（医療局病院経営本部検査要綱第 7 条の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）をいう。

第 2 章 入札参加者の資格

（入札参加者の資格）

第 3 条 一般競争入札に参加できる者の資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）は、契約規則第 3 条第 1 項に規定するもののほか、契約規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に定めるところによる。

- (1) 横浜市税（個人市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他市長が定めたものを除く。）。
- (2) 別表 1 に掲げる登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、有効な経審を受けており、同経審に係る経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること。
また、別表 1 に掲げる登録を希望する工種（上水道を除く。）に対応する建設業について、同経審の申請に係る経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。ただし、船舶においては、建設業法に代わり造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条第 1 項の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。
- (3) 別表 1 に掲げる登録を希望する工種の細目に対応する工事の施工実績を有すること。
- (4) 横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月施行）（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない者を除く。）。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあつては、登録を希望する工種に対応する建設業について、組合の定款に共同受注についての定めがあること。
- (7) 申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の入力又は提出書類（添付書類を含

む。)に虚偽の記載をした者でないこと。

(8) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

2 前項の規定は、契約規則第25条の規定により、指名競争入札に参加できる者の資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)について準用する。この場合において、同項中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

(入札参加資格審査の実施)

第4条 契約規則第7条に規定する一般競争入札参加資格の審査は、当該資格を2年に1回告示し定期に行うほか別に定める日程により随時に行う。ただし、市長が必要と認める場合についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受ける工事の契約(以下「特定調達契約」という。)に係る契約規則第7条に規定する一般競争入札参加資格の審査は、当該資格を特定調達契約の締結が見込まれる年度ごと又は市長が必要と認めた時に告示し、随時に行うことができるものとする。

3 前項に規定する資格の審査は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うこととする。

(1) 第1項に規定する審査に係る有資格者を登載する名簿(当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。以下同じ。)を含む。)(以下「一般競争入札有資格者名簿」という。)に登載がない者が入札に参加しようとする場合。

(2) 一般競争入札有資格者名簿に登載のある者が、すでに登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合。

4 市長は、第1項又は第2項に規定する資格の審査を行うことを決定したときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 入札参加資格

(2) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(3) 審査申請の受付期間及び受付方法

(4) 提出書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査申請に際し必要と認められる事項

5 第1項及び前項の規定は、指名競争入札参加資格審査の実施について準用する。この場合において、第1項中「第7条」とあるのは「第22条の3」と、「一般競争入札参加

資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と、前項中「第1項又は第2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(格付の採用)

第5条 市長は、工種(細目は除く。以下第10条まで同じ。)ごとに等級の区分を設定し、等級別に発注しようとする工事の工事費の範囲(以下「発注標準金額」という。)を定め、一般競争入札参加資格を有する者を等級別に格付することができる。

2 格付する等級を設定し、これに係る発注標準金額を定めた工種(以下「格付工種」という。)については、その等級区分及びこれに対応する発注標準金額を別表2に示すものとする。

3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の格付の採用について準用する。この場合において、第1項中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

(格付点数)

第6条 市長は、一般競争入札参加資格の審査に際し、当該資格審査申請者に対し、格付工種においては、次条から第10条までに規定するところにより、次に掲げる事項に基づき算定するそれぞれの数値の和(以下「格付点数」という。)を工種ごとに付与するものとする。

(1) 経営規模、経営状況、技術力及び社会性等(以下「客観的事項」という。)

(2) 本市及び医療局病院経営本部における工事請負の実績及び工事の成績等(以下「発注者別評価事項(主観的事項)」という。)

2 前項の規定は、指名競争入札参加資格の格付点数について準用する。この場合において、前項中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

(客観点)

第7条 客観的事項に基づき算定する数値(以下「客観点」という。)は、登録を希望する工種に対応する建設業に関する直近の経審の総合評定値を用いることとする。

2 組合のうち、中小企業庁により官公需適格組合と証明された者(以下「官公需適格組合」という。)の客観点の算出は、当該官公需適格組合及び当該官公需適格組合の理事が役員となっている事業者のうち、官公需適格組合が指定する者(以下「審査対象組合員」という。)の直近の経審の総合評定値を基に、次条により行う。

なお、審査対象組合員は、第3条第1項第2号の要件を満たしている者で、工種ごとに5者以内とする。

3 入札参加資格申請後、経審の総合評定値が変動した場合においても客観点は変更しな

い。ただし、第 10 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合はこの限りでない。

(官公需適格組合の客観点の算出)

第 8 条 官公需適格組合の客観点については、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$P = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

この式において、P、X1、X2、Y、Z 及び W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 官公需適格組合の客観点（小数点第 1 位を四捨五入する。）

X1 官公需適格組合及び各審査対象組合員（以下「組合等」という。）の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の完成工事高の和について、別表 3 - 1 により求める数値

X2 組合等の経審における自己資本額（又は 2 期平均の自己資本額）の数値及び利益額の数値のそれぞれの和について、次により求めた数値の合計値（Xa + Xb）を 2 で除して得た数値（小数点以下は切り捨てる。）

Xa 組合等の経審における自己資本額（又は 2 期平均の自己資本額）の数値の和について別表 3 - 2 により求める数値

Xb 組合等の経審における利益額の数値の和について別表 3 - 3 により求める数値

Y 組合等の経審における経営状況の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）

Z 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における資格区分ごとの技術職員数の和及び年間平均の元請完成工事高の和について、それぞれ次により求めた数値の合計値（Za + Zb（小数点以下は切り捨てる。））

Za 次により求めた資格区分ごとの技術職員数の和に基づいて（ $6Zc + 5Zd + 4Ze + 3Zf + 2Zg + Zh$ ）の算式により算出した数値（以下「技術職員数値」という。）について別表 3 - 4 により求める数値

Zc 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうち講習受講技術職員数の和

Zd 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうち Zc 以外の技術職員数の和

Ze 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における監理補佐技術職員数の和

Zf 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における基幹技術職員数の和

Zg 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における二級技術職員数の和

Zh 組合等の申請に対応する建設業に係る経審におけるその他技術職員数の和

Zb 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の元請完成工事高の和について別表 3 - 5 により求める数値

W 組合等の経審におけるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）

（発注者別評価点（主観点）の算出）

第9条 発注者別評価事項（主観的事項）に基づき算定する数値（以下「発注者別評価点（主観点）」という。）は、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$Ms = C (R - 65) + \alpha$$

この式において、Ms、C、R及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ms 資格審査申請者の発注者別評価点（主観点）（小数点第1位を四捨五入する。）

C 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間に、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部から請け負った工事の、工種別年間平均請負実績金額（当初請負金額。小数点第1位を四捨五入する。）について別表4-1により求める数値

R 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間に完成した工事の、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績の平均点（小数点第2位を四捨五入する。）

ただし、資格が有効となる年度の直前2年度のうち、いずれかの年度に横浜市優良工事表彰要綱(平成19年3月施行)第3条第1号による施工会社表彰を受けた者（以下「優良業者表彰者」という。）は、別表4-2に定める表彰部門に対応する工種について、当該工事成績の平均点に5点を加算するものとする。

α 次の(1)から(5)に定める点数を合算した数値

(1) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間に完成した工事の、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績 85点以上の工事 1件につき10点

(2) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間に完成した工事の、資格審査申請者の本市及び医療局病院経営本部における工種別の工事成績 65点未満の工事 1件につき-10点

(3) 資格審査申請日における、建設業労働災害防止協会への加入状況（横浜市内に事業所がある者は、同事業所を含む範囲での加入、横浜市内に事業所がない者は、本店又は主たる営業所を含む範囲での加入に限る。）について別表4-3により求められる数値

(4) 資格審査申請日の直前の6月1日における、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。）について別表4-4により求められる数値（ただし、発注者別評価点（主観点）への加点を申請した場合に限る。）

(5) 資格審査申請日における、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 12 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出（次世代法第 12 条第 1 項及び女性活躍推進法第 8 条第 1 項による策定及び届出義務の有無は問わない。）について別表 4 - 5 により求められる数値

(6) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去 2 年間に於いて、資格審査申請者に対して措置を開始した、指名停止等措置要綱に基づく、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合行為及びあっせん利得処罰法違反行為を事由とする指名停止の延べ措置期間について別表 4 - 6 により求められる数値

2 前項に規定する R の数値が 0 点の場合は、 $(R - 65)$ を 0 点とみなすものとする。

なお、優良業者表彰者においては、 $(R - 65)$ が 5 点未満である場合は、 $(R - 65)$ を 5 点とみなすものとする。

（格付等級の決定）

第 10 条 市長は、第 6 条に規定する格付点数に基づき、格付工種ごとに、資格審査申請者を高得点順に配し、各等級に対応する格付点数の範囲を区分する点数（以下「区分点」という。）を設定して、これにより格付する等級（以下「格付等級」という。）を決定するものとする。

2 区分点の設定に際しては、次に掲げる事項を総合的に判断し、発注する工事が特定の等級に偏ることのないよう配慮するものとする。

(1) 前 2 年度における本市が市内企業に発注した工事の等級別発注件数及び受注件数

(2) 資格審査申請者の格付点数による得点順分布状況

(3) 資格審査申請者の 1 件当たりの最高請負実績額

(4) 前回の格付における各等級の区分点

(5) 前各号に定めるもののほか特に必要があると認める事項

3 第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する審査結果の通知後、格付等級の変更は、原則として行わない。また、競争入札有資格者名簿の登載又は登録した工種の一部を抹消した後、第 4 条第 1 項に規定する随時の審査により同一の工種を再度登録した場合には、抹消前と同一の格付等級とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

なお、第 1 号に該当し格付等級の変更を認めた場合、同号に基づく再度の変更は認めない。

(1) 有資格者から格付等級の変更の申出があった場合において、市長が特に必要があると認めるとき。

- (2) 有資格者が、営業譲渡・合併等により経営状況が変動したとき。
 - (3) 指名停止等措置要綱の規定により経営状況の悪化を事由とする指名停止を受けている有資格者が、当該措置を解除されたとき。
 - (4) 官公需適格組合において、当該官公需適格組合のいずれかの審査対象組合員が当該官公需適格組合から除名され又は脱退したとき。
- 4 前3項の規定は、指名競争入札参加資格の格付等級の決定について準用する。

(入札参加資格者名簿)

- 第11条 第4条第1項に規定する一般競争入札参加資格の審査の結果、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。
- 2 第4条第2項に規定する特定調達契約に係る一般競争入札参加資格の審査の結果、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿と別に作成する名簿（当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（以下「特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿」という。）に登載するものとする。
- 3 有資格者を契約規則第7条の規定により一般競争入札有資格者名簿に登載するとき又は前項の規定により特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載するときは、当該有資格者を登録した工種を明らかにするものとする。
- 4 一般競争入札有資格者名簿は、次条に定める入札参加資格審査結果通知書の発送後、これを公表するものとする。
- 5 指名競争入札参加資格を有する者を契約規則第22条の3の規定により名簿（以下「指名競争入札有資格者名簿」という。）に登載するときは、当該指名競争入札参加資格を有する者を登録した工種を明らかにするものとする。
- 6 指名競争入札有資格者名簿並びに指名競争入札参加資格を有する者の格付等級、格付点数、客観点及び発注者別評価点（主観点）については、次条に定める入札参加資格審査結果通知書の発送後、これを公表するものとする。
- 7 指名競争入札有資格者名簿は、契約規則第22条の3後段の規定により、一般競争入札有資格者名簿（ただし、特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿を除く。）をもってこれに代えるものとする。

(入札参加資格の審査結果の通知)

- 第12条 市長は、有資格者を一般競争入札有資格者名簿又は特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載したときは、有資格者として認めた旨及び登録した工種を、入札参加資格審査結果通知書により当該資格審査申請者あてに通知するものとする。
- 2 市長は、指名競争入札参加資格を有する者を指名競争入札有資格者名簿に登載したときは、指名競争入札参加資格を有する者として認めた旨及び登録した工種を、入札参加資格審査結果通知書により当該資格審査申請者あてに通知するものとする。

- 3 前項の場合において、入札参加資格審査結果通知書には、当該審査申請者の格付工種における格付等級及び発注者別評価点（主観点）を明示するものとする。
- 4 指名競争入札参加資格審査に係る入札参加資格審査結果通知書について、契約規則第22条の3後段に該当する場合にあっては、一般競争入札に係る入札参加資格審査結果通知書をもってこれに代えることができる。
- 5 市長は、審査の結果、資格を有しないものと認めた資格審査申請者に対しては、資格を有しないものと認めた旨を入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第13条 一般競争入札参加資格の有効期間は、随時に一般競争入札参加資格の審査を行った場合を除き、2年間とする。

なお、登録した工種を有効期間中に変更することはできないものとする。

- 2 随時に資格の審査を行った場合の有効期間は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格については当該審査に係る告示の定めるところによることとし、その他の場合についてはその都度定めることとする。
- 3 第1項の規定は、指名競争入札参加資格の有効期間について準用する。この場合において、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

（変更に関する届出）

第14条 第12条第1項及び第2項に規定する審査結果の通知後、申請内容に変更（入札参加資格審査の申請日以降に受けた経審は除く。）が生じたときは、直ちに変更に関する届出を行わなければならない。

（一般競争入札参加資格の喪失）

第15条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格又は登録した工種の一部を喪失するものとする。

- (1) 契約規則第3条第1項に規定する者に該当したとき。
 - (2) 第3条に規定する一般競争入札参加資格要件のいずれかを欠いたとき。
 - (3) 資格に関する営業を廃止したとき。
 - (4) 一般競争入札参加資格の審査申請（変更に関する届出を含む。）において、虚偽の入力又は提出書類（添付書類を含む。）に虚偽の記載をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定による資格又は登録した工種の一部の喪失を確認したときは、その者の一般競争入札有資格者名簿及び特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿の登載又は登録した工種の一部を抹消し、その者に通知するものとする。ただし、営業権の譲渡、会社の分割又は合併を行った場合において、建設業の許可及び経審の内容が継

続していると判断できるものについては、当該有資格者の資格又は登録した工種の一部を喪失しないものとする。

- 3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の喪失について準用する。この場合において、第1項第2号及び第4号中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と、前項中「一般競争入札有資格者名簿及び特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿」とあるのは「指名競争入札有資格者名簿」と読み替えるものとする。

第3章 一般競争入札

(対象工事)

第16条 一般競争入札の対象となる工事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札（政府調達協定対象工事）」という。）の対象となる工事は、工事費が特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定めた額以上の工事とする。
- (2) 一般競争入札（政府調達協定対象工事）以外の一般競争入札（以下「一般競争入札（条件付）」という。）の対象となる工事は、前号に定める工事以外の工事（ただし、第27条に定める工事を除く。）とする。

第1節 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

(工事の公表)

第17条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）により契約の相手方を決定しようとするときは、公告及び入札説明書により入札に必要な事項を公表するものとする。

(入札参加資格)

第18条 市長は、発注する工事ごとに次の各号に定める事項を、一般競争入札（政府調達協定対象工事）に参加できる者の当該工事に係る入札参加資格として設定することができる。

- (1) 契約規則第7条の規定による審査の結果、当該年度の一般競争入札有資格者名簿又は特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿に登載され、かつ、当該工事の工種について、登録が認められた者であること。
- (2) 指名停止等措置要綱の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者でないこと。
- (3) 次のいずれかの条件に関し、市長が当該工事の施工に際し必要と認めて設定した当該工事に係る入札参加資格を満たす者であること。

ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

イ 当該工事に係る技術者の配置

ウ 経審の結果（当該工事の工種に対応した建設業に係る総合評定値とする。）

なお、官公需適格組合については第7条第2項及び第8条の規定を準用して算出した値とする。この場合において、「客観点」とあるのは「経審の結果の値」と読み替えるものとする。

エ 当該工事と同種の工事の施工実績（本市が発注した工事の場合、工事成績が65点以上のものに限る。）

（入札参加資格の確認申請）

第19条 一般競争入札（政府調達協定対象工事）に参加しようとする者は、公告において指定する日時までに、工事ごとに、市長に一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）（以下「確認申請書」という。）及び施工実績調書（第2号様式）等公告に定める書類を提出し、当該工事に係る入札参加資格を有することについて確認を受けなければならない。

（入札参加資格の確認）

第20条 市長は、確認申請書の提出があった場合には、第18条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めたものについて審査し、当該工事に係る入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 市長は、公告において指定する日までに、当該申請者に当該工事に係る入札参加資格の確認の結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、当該工事に係る入札参加資格を有しないことを確認した申請者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を記すものとする。

（入札参加資格の喪失）

第21条 当該工事に係る入札参加資格を有することについて市長の確認を受けた者（以下「一般競争入札有資格者」という。）が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該工事に係る一般競争入札に参加することができない。

(1) 第18条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めた当該工事に係る入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、市長は、当該一般競争入札有資格者に対し、その工事に係る入札に参加することができない理由を付して、通知しなければならない。

第2節 一般競争入札（条件付）

(工事の公表)

第 22 条 市長は、一般競争入札（条件付）により契約の相手方を決定しようとするときは、公告により入札に必要な事項を公表するものとする。

(入札参加資格)

第 23 条 市長は、発注する工事ごとに次の各号に定める事項を、一般競争入札（条件付）に参加できる者の当該工事に係る入札参加資格又は共同企業体の構成員の入札参加資格として設定することができる。

(1) 工種区分 当該工事の工種を設定する。

(2) 格付工種における等級区分 原則として、別表 2 に掲げる当該工事の工事費に対応する等級を設定する。

ただし、当該工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者が著しく少ないことが見込まれる等、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事の工事費に対応する等級に加え、上位等級又は下位等級を設定することができるものとし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を設定することができる。

ア 横浜市工事安全管理規則（昭和 45 年 7 月横浜市規則第 89 号）第 2 条（水道事業管理者の権限に属する工事にあつては横浜市水道局工事安全管理規程（昭和 45 年 10 月水道局規程第 20 号）第 2 条、交通事業管理者の権限に属する工事にあつては横浜市交通局工事安全管理規程（平成 25 年 1 月交通局規程第 2 号）第 4 条）の規定に基づき安全管理上特に配慮を要する工事とされたもの（安全管理指定工事）

イ 施工管理に特に配慮を要すると判断される場合又は工事費に対応する等級に属する者では十分な対応が期待できない場合

ウ 工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者がなく、技術的対応が困難であると判断される場合

エ その他円滑な施工を確保するため、特に必要があると認められる場合

(3) 経審の結果 格付工種以外の工事において当該工事の工種に対応した建設業に係る総合評定値の範囲を設定することができる。

なお、官公需適格組合については第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定を準用して算出した値とする。この場合において、「客観点」とあるのは「経審の結果の値」と読み替えるものとする。

(4) 所在地区分 次の区分を設定するものとし、アは必ず設定し、必要がある場合は、あわせてイ、ウの順位で設定することができる。

ア 市内企業

イ 準市内企業

ウ 市外企業

- (5) **行政区区分** 行政区を設定することができるものとし、設定する場合は、原則として当該工事の施工場所の行政区を優先して設定する。
- (6) **施工実績** 当該工事の施工に一定以上の施工力及び技術力を必要とする場合は、施工実績（本市が発注した工事の場合、工事成績が 65 点以上のものに限る。）に関する工事の規模、内容等を設定することができる。
- (7) **技術者** 当該工事の施工現場に配置する技術者について、当該工事の施工に一定以上の資格又は施工経験等を必要とする場合は、次の事項を設定することができる。
- ア 技術者が有する国家資格及びその他の資格等
 - イ 技術者の施工経験に関する工事の規模、内容等
 - ウ 直接かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間
 - エ 当該施工現場への専任配置
- (8) **現場代理人** 当該工事の施工現場に配置する現場代理人について、直接かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間を設定することができる。
- (9) **評定点** 当該工事に対応する工種の工事に係る本市検査要綱第 7 条、水道局検査要綱第 8 条、交通局検査要綱第 7 条及び医療局病院経営本部検査要綱第 6 条に規定する工事完成検査結果通知書の評定点（本市検査要綱第 7 条の 2、水道局検査要綱第 8 条の 2、交通局検査要綱第 7 条の 2 及び医療局病院経営本部検査要綱第 7 条の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）の範囲を設定することができる。
- (10) **優良表彰** 優良業者表彰者を設定することができる。
- (11) **技術的適性** 技術的難易度が高い工法、特殊な工法又は特許工法等を用いる工事においては、当該工事の施工に際し必要とされる技術分野に関する知識又は施工実績を設定することができる。
- (12) **削除**
- (13) **同種工事の請負実績** 当該工事と同種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績額を設定することができる。
- (14) **災害協力事業者** 台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、積極的な貢献があった者、又は地震、風水害その他の災害若しくは災害のおそれがある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施した者等であって、横浜市災害協力事業者認定要領（平成 20 年 8 月施行）第 5 条に基づき災害協力事業者名簿に登載されている者（以下「災害協力事業者」という。）を設定することができる。
- (15) **発注者別評価点（主観点）** 発注者別評価点（主観点）の範囲を設定することができる。
- (16) **横浜型地域貢献企業** 市長から横浜型地域貢献企業の認定をうけている者を設定することができる。
- (17) **保有する建設機械** 市長が定める建設機械等を所有又は 1 年以上の賃貸借契約を締結している者を設定することができる。

賃貸借契約の場合、次のアからウを満たすものであること。

- ア 落札候補（予定）者通知書の送付日以前に締結された賃貸借契約であること
- イ 当該賃貸借契約期間が1年以上であること
- ウ 当該賃貸借契約期間に落札候補（予定）者通知書の送付日が含まれていること

(18)企業規模 一般競争入札有資格者名簿における企業規模において「中小企業」として登録が認められている者を設定することができる。

(19)指名停止 指名停止を受けていない者であることを設定する。

(20)前各号に掲げるもののほか、特に考慮すべき必要がある場合は、次の事項を設定することができる。

- ア 建設業の許可区分
- イ VE提案の実績を有する者
- ウ 削除
- エ その他市長が特に必要と認める事項

（入札参加資格の確認）

第24条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者又は総合評価落札方式の一般競争入札において評価値の最も高い者（以下「落札候補者等」という。）は次の各号に定める書類を提出しなければならない。なお、書類の提出は原則として電子入札システムから提出するものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、他の方法により書類の一部又はすべてを提出することができる。また、市長は落札候補者等が入札参加資格を明らかに満たさないと認める場合は、次の各号に定める書類の提出を求めないこととする。

(1) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）

(2) その他、工事ごとに入札公告において定める書類

2 市長は、前項に定める提出書類等により、前条に定める入札参加資格のうち当該工事に係る入札公告において定めたものについて審査し、落札候補者等が、当該工事に係る入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。また、必要と認める場合は、書類の再提出等を求めることができる。なお資格確認の基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、第25条第1項各号のいずれかに該当し、当該工事の請負業者として適格性に欠ける者又は横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、前条第7号及び第8号の資格確認の基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

3 市長は、入札参加資格を満たさないことを確認した落札候補者等については、一般競

争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）により通知するものとし、当該工事の契約を締結しないものとする。

（適格性の審査）

第25条 市長は、落札候補者等について、前条第2項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該工事の請負業者としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該工事の契約を締結しないものとする。なお、適格性の審査基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適格者又は低入札価格取扱要綱第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、第7号、第8号及び第12号の審査基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

(1) **指名停止** 開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降において、指名停止（開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の指名停止等措置要綱運用基準第26項(2)に定める軽微な事由による指名停止は除く。）を受けている者

(2) **経営及び信用状態** 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告若しくは公的機関による差押え等の処分を受け、経営状況が健全でないと判断される者又は営業の実態が確認されなかった者

(3) **不正又は不誠実な行為** 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中である等、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者

(4) **債務不履行** 本市と締結した工事請負契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本市と係争中である者は除く。）

(5) **工事成績** 当該工事に対応する工種の工事について、工事成績が65点未満として、審査基準日の属する月の前々月に電子入札システムに登録された者（共同企業体の構成員として登録された者を含む）。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する者は除く。

ア 上記工事成績により指名停止等措置要綱運用基準別表第1要綱別表第1関係第2号(1)に基づく指名停止を受けた者

イ 上記工事成績が指名停止を受けたことにより減点されており、減点前の点数が65点以上であった者。なお、指名停止等措置要綱第11条に定める警告により減点された場合は該当しない。

(6) **現に受注している工事の進捗状況** 本市の発注した工事に関し、請負業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが工事担当局から報告され、今後の状況改善が期待できないと判断される者

(7) **隣接施工** 当該工事の工種が、土木、舗装又は上水道の場合で、1件当たりの工事費が、土木又は上水道にあつては5千万円以上、舗装にあつては3千万円以上のときに、当該工事の施工現場に隣接する区域において、当該工事と同工種の本市が発注した工事（1件当たりの当初契約金額が、土木又は上水道にあつては5千万円以上、舗装にあつては3千万円以上のものに限る。ただし、災害時の緊急工事及び維持補修工事を除く。）で、次のアからカに掲げる工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者（共同企業体のいずれかの構成員が隣接施工に該当するときは、当該共同企業体は隣接施工の不適合者に該当するものとする。）。なお、横浜市請負工事検査事務取扱規程（昭和41年3月施行、以下「請負工事検査事務取扱規程」という。）第2条の2第1号に規定する完成検査、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程（平成11年4月施行、以下「水道局検査規程」という。）第3条第1号に規定する完成検査及び横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程（平成11年4月施行、以下「交通局検査規程」という。）第3条第1号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

ア 同一の下水道幹線において隣接工区を施工中である工事

イ 同一の道路路線において隣接工区を施工中である工事

ウ 同一の河川（対岸を除く。）において隣接工区を施工中である工事

エ 一団の造成地等において隣接工区を施工中である工事

オ 削除

カ 同一の導水路線又は同一の送水管幹線において隣接工区を施工中である工事

(8) **技術者配置** 当該工事について建設業法第26条又は本市工事若しくは製造請負契約約款の規定による技術者の配置及び現場代理人の確保が困難であると判断される者

(9) **同工種工事の請負実績**

ア 第4条に規定する入札参加資格審査（第14条に規定する変更に関する届出があったときはこの届出（以下「変更届出」という。））の結果における、当該工事と同工種の工事に関する1件当たりの最高請負実績額が、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、当該工事の工事費に比較して十分でないとは判断される者

なお、落札候補者等が、審査基準日において完成している当該工事と同工種の工事に関する1件当たりの最高請負実績の変更届出を行い、その届出が落札候補（予定）者通知書の送付日の翌日から起算して3開庁日後の午後5時までに受理された場合は、その変更後の当該工事と同工種の工事に関する1件当たりの最高請負実績で適合性の審査を行うこととする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適合者又は低入札価格取扱要綱第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、上記において「落札候補（予定）者通知書の送付日」とあるのは「新たに落札候補者等となった旨の連絡日」と読み替えるものとする。

(ア) 同工種の工事に関する元請最高請負実績額が発注する工事の工事費の6割に満たない者

(イ) 同工種の工事に関する下請最高請負実績額が発注する工事の工事費の8割に満たない者

イ アの規定によると、入札参加可能者が著しく少ないことが見込まれ、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事と同工種の工事による審査

に加え、他の工種の工事に関する 1 件当たりの最高請負実績額によっても適格性を審査できることとする。

ウ イの規定によっても競争性の確保が困難であると判断される場合においては、アの規定を適用せず、入札参加資格として、工事に限らず、物品・委託等に関する実績も設定できることとする。

エ 工事の性質等により、ア、イ及びウの規定により難しいものについては、ア、イ及びウの規定を適用せず、又はアについて任意の割合を定めることができる。

(10) **営業の実態** 横浜市工事等請負業者実態調査実施要領に基づき、登録業者について、会社の所在の有無、事務所の形態、経営の内容、資材置場等を確認する調査を実施した結果、営業の実態又は事務所の独立性が確認されなかった者

(11) **暴力団等排除対象者** 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明した者

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(12) **同種の管内一円工事** 当該工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者

この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名（ただし、通し番号等は除く。）のものをいう。なお、請負工事検査事務取扱規程第 2 条の 2 第 1 号に規定する完成検査、水道局検査規程第 3 条第 1 号に規定する完成検査及び交通局検査規程第 3 条第 1 号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

(13) **関連する工事監理業務委託** 当該工事に係る工事監理業務委託を一連の業務として発注することが予定されている設計業務委託を受託している者

(14) **経審** 落札候補者となった工事の工種に対応する建設業について、経審を受けておらず、有効な経営規模等評価及び総合評定値の通知書を有していない者

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適格者と認定した場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

（入札不調時の取扱）

第 26 条 削除

第 4 章 指名競争入札

（対象工事）

第 27 条 指名競争入札の対象となる工事は、工事費が特例政令第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定めた額未満の工事のうち、次の各号に定める工事とする。

(1) 専門性が特に高い工事

施工可能な者が極めて限定されることが予想される工事

(2) 早急に入札を執行する必要がある工事

ア 一般競争入札（条件付）又は指名競争入札の結果、落札者が決定しない、又は契約を締結せず、再度、発注を行う必要がある工事

イ 契約解除をして、再度発注しようとする工事

ウ その他特に市長が必要と認める工事

（工種・等級区分の決定）

第 28 条 市長は、指名競争入札により契約の相手方を決定しようとするときは、発注する工事ごとに、当該工事の工種及び格付工種に係る工種の場合には、等級区分を決定するものとする。

（適格性の審査）

第 29 条 第 25 条の規定（ただし、同条第 1 項第 5 号の規定は除く。）は指名競争入札の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第 1 項中「落札候補者等について、前条第 2 項の規定による入札参加資格の確認とあわせて」とあるのは「当該工事に対応する工種（格付工種に係る工事の場合は、当該工事を発注する等級区分）に属する者について」と、「契約を締結」とあるのは「指名業者として選定」と、同項第 9 号中「判断される者」とあるのは「判断される者（ただし、当該工事について施工実績を有し、円滑な施工が期待できると判断される者を除く。）」と読み替えるものとする。

（指名業者の選定）

第 30 条 市長は、前条の規定により、当該工事の請負業者としての適格性を有するものと認めた者の中から、次の各号に定める指名業者を選定するときの基準（以下「選定基準」という。）に基づき、当該工事の指名業者を選定するものとする。

(1) 工種区分 原則として、当該工事の工種に属する者を選定する。

(2) 格付工種における等級区分 原則として、別表 2 に掲げる当該工事の工事費に対応する等級に属する者を選定する。ただし、他の基準による選定の結果、該当等級に属する者の数が少数である場合においては、この限りでない。

また、第 23 条第 2 号アからエまでのいずれかに該当する場合においては、当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を選定することができる。

(3) 所在地区分 市内企業を優先して選定することとし、これに次いで準市内企業、市外企業の順位で選定の対象とする。

(4) **行政区区分** 当該工事の施工場所の行政区に所在する者を、指名業者数のおおむね 5 割の範囲内で優先して選定することとし、これに次いで当該行政区に隣接する行政区（以下「隣接区」という。）に所在する者及び当該隣接区に隣接する行政区に所在する者を優先して選定する。

ただし、工事の性質等これにより難い理由がある場合又は第 27 条第 2 号に規定する工事の場合は、この限りでない。

(5) **工事成績** 当該工事に対応する工種において、直近の工事成績が同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較して良好であると認められる者（ただし、直近の工事成績が同点の場合は、直前 2 年間における平均の工事成績が同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較して良好であると認められる者）を優先して選定する。

(6) **技術的適性** 技術的難易度が高い工法、特殊な工法又は特許工法等を用いる工事においては、当該工事の施工に際し必要とされる技術分野に関する知識又は施工実績を有している者を選定する。

(7) **同種工事の請負実績** 原則として、当該工事に対応する工種において、次のいずれかに該当する者を優先して選定する。

ア 当該工事と同種、かつ、同規模以上の本市工事の請負実績を元請で有する者

イ 本市工事以外の請負実績を元請で有する者

(8) **災害協力事業者** 災害協力事業者を優先して選定する。

(9) **選定回数** 当該工事に対応する工種において、同工種（格付工種の場合は同一等級）の他の業者と比較し、指名業者として選定された回数が少ない者を優先して選定する。

(10) **利用者登録** 有効期限内の電子証明書（ICカード）を所持し、横浜市電子入札システムで利用者登録を行っている者を優先して選定する。

(11) **発注者別評価点（主観点）** 発注者別評価点（主観点）の優良な者を選定することができる。

(12) **優良表彰** 優良業者表彰者を選定することができる。

(13) **横浜型地域貢献企業** 市長から横浜型地域貢献企業の認定を受けている者を選定することができる。

(14) **企業規模** 一般競争入札有資格者名簿における企業規模において「中小企業」として登録が認められている者を選定することができる。

(15) **その他** その他市長が必要と認める事項を満たす者を選定することができる。

2 選定基準の適用については、原則として前項第 10 号の基準は必ず適用することとし、これに次いで各号に定めるところによるものとする。

(1) 第 27 条第 1 号に該当する工事については、選定基準を次に定める順に第 31 条に規定する業者数に至るまで適用するものとする。

ア 「工種区分」（格付工種においては、「工種区分」に次いで「格付工種における等

級区分」)

イ 「所在地区分」

ウ 「技術的適性」及び「同種工事の請負実績」

エ 「工事成績」

(2) 第 27 条第 2 号に該当する工事については、選定基準を前号ア及びイに次いで、次に定める順に競争性を確保できる業者数に至るまで適用するものとする。

ア 「行政区区分」

イ 「工事成績」

(3) 工事の性質等により前 2 号により難しい場合は、発注する工事ごとに決定するものとする。

(4) 削除

(指名業者数)

第 31 条 一件の工事に指名する者の数は、おおむね 10 者から 15 者までとする。

ただし、選定し得る業者が少数である場合又は第 27 条第 2 号に該当する工事の場合は、この限りでない。

(指名の通知)

第 32 条 市長は、指名業者を決定した場合は、速やかに当該指名業者あて指名通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

第 5 章 一般競争入札（政府調達協定対象工事）における技術力結集型共同企業体

（技術力結集型共同企業体の採用）

第 33 条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）の対象となる工事のうち、技術的難易度が高く、大規模な工事については、資本力及び技術力等を結集する共同企業体（以下「技術力結集型共同企業体」という。）による施工の対象とすることができる。

（共同企業体の入札参加資格）

第 34 条 技術力結集型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。

(2) 構成員の数は、原則として 3 者であること。ただし、必要に応じて、3 者以外とすることもできる。

(3) 構成員の組合せは、次条に規定する構成員の資格要件を満たす者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表者となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。

(4) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の2以上（構成員数が3者以外の場合にあつては、別に定める出資比率以上）であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であるものとする。

なお、代表構成員の出資比率が他の構成員と同率の場合も、最大と認めるものとする。

2 前項各号（ただし、第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、技術力結集型共同企業体を採用する工事に係る入札参加資格を別に定めることができる。

（共同企業体の構成員の入札参加資格）

第35条 市長は、第18条の規定を準用し、当該工事の入札に参加できる共同企業体の構成員の入札参加資格を設定することができる。この場合において、同条中「参加できる者」とあるのは「参加できる共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

（共同企業体の結成方法）

第36条 共同企業体の結成方法は、前条の規定による構成員の入札参加資格を満たす者による自主結成とする。この場合において、当該工事に係る一般競争入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（共同企業体の入札参加資格の確認申請）

第37条 第19条の規定は、技術力結集型共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の確認申請について準用する。この場合において、同条中「参加しようとする者」とあるのは「参加しようとする共同企業体の代表者」と読み替えるものとする。

（共同企業体の入札参加資格の確認）

第38条 第20条の規定は、共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の確認について準用する。

（共同企業体の入札参加資格の喪失）

第39条 第21条の規定は、当該工事に係る入札参加資格を有することの確認を受けた後における共同企業体の当該工事に係る入札参加資格の喪失について準用する。この場合において、同条第1項中「市長の確認を受けた者」とあるのは「市長の確認を受けた共同企業体のいずれかの構成員」と、同条第2項中「当該一般競争入札有資格者」とあるのは「当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた共同企業体の代表者」と読み替えるものとする。

ただし、当該工事に係る入札参加資格の確認申請書の提出後に、共同企業体のいずれ

かの構成員が指名停止を受けて入札参加資格を有することの確認ができなかった場合又は確認後に喪失した場合において、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）の前日までに入札参加資格を有する他の者（既に当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者を除く。）を補充することができる場合は再度共同企業体を結成し入札に参加させることができるものとする。

第6章 一般競争入札（条件付）における技術力結集型共同企業体

（対象工事）

第40条 市長は、一般競争入札（条件付）の対象となる工事のうち、工事費が次の各号に定める金額以上で、技術的難易度が高い工事については、技術力結集型共同企業体の施工の対象とすることができる。

- | | |
|------------|--|
| (1) 土木 | 5億円 |
| (2) 舗装 | 2億円 |
| (3) 港湾 | 2億円（第23条第4号に定める所在地区分に「市内企業」以外を設定する工事の場合は5億円） |
| (4) 造園 | 2億円 |
| (5) 建築 | 7億円 |
| (6) 電気 | 2億円 |
| (7) 管 | 2億円 |
| (8) 上水道 | 4億円 |
| (9) その他の工種 | 1億円 |

（共同企業体の入札参加資格）

第41条 一般競争入札（条件付）の技術力結集型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによるほか、第34条第1項第1号及び第3号、並びに第2項の規定を準用する。

- (1) 構成員の数は、2者であること。ただし、必要に応じて2者又は3者とすることができる。
- (2) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の3以上（構成員数が3者の場合にあつては、10分の2以上）であるとともに、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であるものとする。

なお、代表構成員の出資比率が他の構成員と同率の場合も、最大と認めるものとする。

（共同企業体の構成員の入札参加資格）

第 42 条 市長は、第 23 条に規定するもののほか、格付工種における経審の総合評定値の数値を、技術力結集型共同企業体の構成員の入札参加資格として設定することができる。

(共同企業体の結成方法)

第 43 条 第 36 条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術力結集型共同企業体の結成方法について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第 42 条」と読み替えるものとする。

(特定建設共同企業体委任状等の提出)

第 44 条 入札に参加しようとする技術力結集型共同企業体の代表者は、当該工事の入札公告において指定する日時までに、工事ごとに、市長に次の各号に定めるものを提出しなければならない。

- (1) 甲型特定建設共同企業体の場合は特定建設共同企業体委任状(甲)(第 4 号様式その 1)及び特定建設共同企業体協定書(甲)(第 4 号様式その 2)
- (2) 乙型特定建設共同企業体の場合は特定建設共同企業体委任状(乙)(第 4 号様式その 3)及び特定建設共同企業体協定書(乙)(第 4 号様式その 4)

(共同企業体の入札参加資格の確認)

第 45 条 第 24 条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術力結集型共同企業体の入札参加資格の確認について準用する。この場合において、同条第 1 項中「行った者」とあるのは「行った共同企業体」と、同条第 2 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と、「満たす者」とあるのは「満たす共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同条第 3 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と読み替えるものとする。

(共同企業体の適格性の審査)

第 46 条 第 25 条の規定は、一般競争入札(条件付)の技術力結集型共同企業体の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第 1 項中「該当する者」とあるのは「該当する共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 1 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 2 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 3 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 4 号中「債務不履行がある者」とあるのは「債務不履行がある共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「係争中である者」とあるのは「係争中である共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 5 号中「登録された者」

とあるのは「登録された共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 6 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 7 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 8 号及び第 9 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 10 号中「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 11 号中「判明した者」とあるのは「判明した共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

第 7 章 一般競争入札（条件付）における技術修得型共同企業体

（対象工事）

第 47 条 一般競争入札（条件付）で発注する工事に関し、工事費が第 40 条に掲げる金額以上であり、技術的難易度が高く、かつ、市内企業へ技術移転が可能であると認められるときは、市内企業への技術移転を目的とする共同企業体（以下「技術修得型共同企業体」という。）の施工の対象とすることができる。

ただし、工事費が第 40 条に掲げる金額未満の場合であっても、5 千万円以上の場合で、特に市内企業への技術移転を図る必要があると認められるときは、技術修得型共同企業体の施工の対象とすることができる。

（共同企業体の入札参加資格）

第 48 条 技術修得型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2 者であること。
- (3) 構成員の組合せは、次条第 1 項に規定する資格要件を満たす代表構成員と同条第 2 項に規定する資格要件を満たす市内企業の構成員（以下「市内企業構成員」という。）による組合せであること。
- (4) 構成員の出資比率については、市内企業構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の 10 分の 4 以上とし、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であることとする。
- (5) 削除

（構成員の入札参加資格）

第 49 条 市長は、発注する工事ごとに、第 23 条（第 3 号を除く。）の規定により、代表構成員の入札参加資格を設定することができる。ただし、同条第 6 号及び同条第 7 号については、必ず設定しなければならないものとする。

2 市長は、第 23 条の規定により、市内企業構成員の入札参加資格を設定することができる。

(共同企業体の結成方法)

第 50 条 第 36 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術修得型共同企業体の結成方法について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第 49 条」と読み替えるものとする。

(特定建設共同企業体委任状等の提出)

第 51 条 第 44 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術修得型共同企業体の特定建設共同企業体委任状等の提出について準用する。

(共同企業体の入札参加資格の確認)

第 52 条 第 24 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術修得型共同企業体の入札参加資格の確認について準用する。この場合において、同条第 1 項中「行った者」とあるのは「行った共同企業体」と、同条第 2 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と、「満たす者」とあるのは「満たす共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同条第 3 項中「入札参加資格」とあるのは「入札参加資格及び構成員の資格要件」と読み替えるものとする。

(共同企業体の適格性の審査)

第 53 条 第 25 条の規定は、一般競争入札（条件付）の技術修得型共同企業体の適格性の審査について準用する。この場合において、同条第 1 項中「該当する者」とあるのは「該当する共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 1 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 2 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「確認されなかった者」とあるのは「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 3 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 4 号中「債務不履行がある者」とあるのは「債務不履行がある共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、「係争中である者」とあるのは「係争中である共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 5 号中「登録された者」とあるのは「登録された共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 6 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 7 号中「受けている者」とあるのは「受けている共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 8 号及び第 9 号中「判断される者」とあるのは「判断される共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 10 号中「確認されなかった者」とあるの

は「確認されなかった共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と、同項第 11 号中「判明した者」とあるのは「判明した共同企業体及び当該共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

第 8 章 補則

(組合の取扱いの特例)

第 54 条 組合の取扱いは、次によることとする。

- (1) 官公需適格組合において、官公需適格組合又は当該官公需適格組合の審査対象組合員の最高請負実績額が、いずれも当該上位等級の発注標準金額の下限金額に満たない場合は、当該官公需適格組合を上位等級に属するものとして取扱わないものとする。
- (2) 組合は、特定建設共同企業体の構成員となることができない。ただし、当該組合が共同施工に係る相当の請負実績を有し、円滑な共同施工に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 市長は、組合と当該組合のいずれかの組合員が同一工事において入札に参加することを認めない。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同一工事において入札に参加することを認めない。
- (4) 官公需適格組合において、第 23 条第 6 号に規定する施工実績は、官公需適格組合及び当該官公需適格組合の第 23 条第 1 号に基づき設定された工種に係る審査対象組合員のものを対象とする。

(入札参加資格確認結果通知書等の提示)

第 55 条 市長は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）又は指名競争入札に参加しようとする者に対し、当該工事に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名通知書の提示を求めることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名通知書を提示しない者を当該工事の入札に参加させないことができる。

(混合入札)

第 56 条 第 40 条の規定により技術力結集型共同企業体の施工の対象とする工事のうち、工事費が次の各号に定める金額の工事については、単体企業と技術力結集型共同企業体との混合による入札（以下「混合入札」という。）の対象とする。

- (1) 土木 5 億円以上 7 億円未満
- (2) とび・土工 1 億円以上 3 億円未満
- (3) 建築 7 億円以上 12 億円未満
- (4) 解体 1 億円以上 3 億円未満

- (5) 電気 2 億円以上 4 億円未満
- (6) 電気通信 1 億円以上 3 億円未満
- (7) 管 2 億円以上 4 億円未満
- (8) 管更生 1 億円以上 3 億円未満
- (9) 上水道 4 億円以上 6 億円未満

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札で、技術力結集型共同企業体による施工が必要と認められる工事において、工事の規模や内容等に照らし単体で施工が可能な者がいると認められる場合には、混合入札の対象とすることができる。

(共同企業体による入札の取扱い)

第 56 条の 2 一般競争入札で、共同企業体の施工の対象とする工事について、当該工事に係る共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員になれないものとする。また、単体企業として当該工事の入札に参加する者は、当該工事に係る共同企業体の構成員になれないものとする。

(入札結果等の公表)

第 57 条 入札者名及び各入札者の入札金額は、落札者及び落札金額の決定後、速やかに公表するものとする。

(配置技術者の届出)

第 58 条 一般競争入札（政府調達協定対象工事）の入札参加資格において、技術者の専任配置を条件とされた工事については、落札候補者等は、落札候補（予定）者通知書の送付日から翌々開庁日までに配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）及び配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第 6 号様式その 2）を市長に提出しなければならない。

- 2 配置技術者の届出後、当該配置技術者を変更する必要がある場合は、変更前に配置技術者・現場代理人（変更）届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、一般競争入札（条件付）の配置技術者の届出について準用する。この場合において、第 1 項中「(政府調達協定対象工事)」とあるのは「(条件付)」と読み替えるものとする。

(契約事務受任者が権限を有する契約)

第 59 条 横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）が権限を有する契約にあつては、この要綱中「市長」とあるのは「契約事務受任者」と読み替えて適用するものとする。

(水道事業管理者及び交通事業管理者が権限を有する契約)

第 59 条の 2 水道事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）」及び「契約規則」とあるのは「横浜市水道局契約規程（平成 20 年 4 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）」及び「特例規則」とあるのは「横浜市水道局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程（平成 20 年 4 月水道局規程第 8 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

2 交通事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）」及び「契約規則」とあるのは「横浜市交通局契約規程（平成 20 年 4 月交通局規程第 11 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）」及び「特例規則」とあるのは「横浜市交通局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程（平成 20 年 4 月交通局規程第 12 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」と、「市長」とあるのは「交通事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

(病院事業管理者からの依頼による入札等の取扱い)

第 60 条 削除

(船舶に係る特例)

第 61 条 船舶の建造における特定調達契約の手續については、別途公告に定める。

(委任)

第 62 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市工事請負業者指名等基準要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 横浜市工事請負業者指名等基準要綱（平成 3 年 12 月 5 日制定）

- (2) 横浜市共同企業体取扱要綱（平成3年12月5日制定）
- (3) 横浜市一般競争入札試行要綱（平成5年10月8日制定）
- (4) 横浜市意向反映型指名競争入札試行要綱（平成5年12月6日制定）

（経過措置）

- 3 この要綱による一般競争入札参加資格並びに指名競争入札参加資格及び格付等級に関する規定については、この要綱の施行日以後の入札参加資格審査申請について適用するものとし、同日前の入札参加資格審査申請に係る入札参加資格は、なお、従前の当該入札参加資格に係る告示によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。
- 3 平成7年度及び平成8年度においては、第75条第5項第2号の規定にかかわらず、技術適性リストの登載に係る工種について指名競争入札参加資格としての登録がない場合であっても、技術適性リストの登載抹消は、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反

映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、意向反映型指名競争入札及び技術適性重視型指名競争入札については施行日以後に公表する工事から、汎用型指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告、公表又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 意向反映型指名競争入札、技術適性重視型指名競争入札及び汎用型指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において

入札参加資格を有するものについて適用する。

- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 21 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有するものについて適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。ただし、施行日の前日までに公告した工事については、第 24 条に定める入札参加資格の確認の基準日及び第 25 条に定める適格性の審査基準日は当該工事に係る調達公告に記載のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 9 号及び第 25 条第 5 号については、平成 26 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事についてはなお、従

前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 23 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において入札参加資格を有する者について適用する。
- 3 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 18 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は施行日以降新たに入札参加資格に係る審査を受けようとするものについて適用する。ただし令和 2 年 9 月 3 日以前に告示した入札参加資格に係る審査を受けようとするものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 26 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事から適用し、施行日の前日までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

工種	細目	対応する建設業
土	一般土木工事	土木工事業
	軌道工事	土木工事業
	橋梁上部工事	土木工事業
	水道施設工事	水道施設工事業
舗	一般舗装工事	舗装工事業
	滑り止め舗装工事	舗装工事業
	運動施設工事	土木工事業、舗装工事業
とび・土工	とび・土工工事	とび・土工工事業
	法面工事	とび・土工工事業
	ひき屋工事	とび・土工工事業
港	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
	港湾構造物工事	土木工事業
造	造園工事	造園工事業
	植栽工事	造園工事業
石	石工事	石工事業
建	建築工事	建築工事業
	鉄骨プレハブ工事	建築工事業
内	内装仕上工事	内装仕上工事業
	たたみ工事	内装仕上工事業
建	建具工事	建具工事業
塗	塗装工事	塗装工事業
	橋梁塗装工事	塗装工事業
区画線・標識	区画線設置工事	塗装工事業
	道路標識設置工事	塗装工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業
防	防水工事	防水工事業
鋼	鋼製橋梁工事	鋼構造物工事業
	その他の鋼構造物工事	鋼構造物工事業
解	解体工事	解体工事業
フ	フェンス工事	とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業
電	電気設備工事	電気工事業
	屋外電気設備工事	電気工事業
	信号設備工事	電気工事業
電	通信設備工事	電気通信工事業
	電話工事	電気通信工事業
	放送設備工事	電気通信工事業
管	給排水衛生設備工事	管工事業、水道施設工事業
	冷暖房設備工事	管工事業
管	配水管更生工事	管工事業及び水道施設工事業
	下水管漏水防止工事	土木工事業、防水工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、管工事業
機	クレーン工事	機械器具設置工事業
	エレベーター工事	機械器具設置工事業
	ボイラー工事	機械器具設置工事業、管工事業
	ポンプ工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業、管工事業
	水処理設備工事	水道施設工事業
	焼却設備工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
	プラント配管工事	水道施設工事業、管工事業
	その他の機械器具工事	機械器具設置工事業
消	火災報知設備工事	消防施設工事業、電気工事業
	消火設備工事	消防施設工事業
さ	さく井工事	さく井工事業、管工事業
上	水道工事	土木工事業及び水道施設工事業
船	船	(造船法の許可又は小型船舶造船業法に基づく登録)
そ	伸縮継手工事	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業
	上記以外のもの	(それぞれの工事の種類に見合った建設業の許可)

等級別発注標準金額

(1) 土木

等級	工事費の範囲
A	1億2,000万円以上
B	2,500万円以上 1億2,000万円未満
C	2,500万円未満

(2) 舗装

等級	工事費の範囲
A	4,500万円以上
B	2,500万円以上 4,500万円未満
C	2,500万円未満

(3) 造園

等級	工事費の範囲
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満

(4) 建築

等級	工事費の範囲
A	1億2,000万円以上
B	2,500万円以上 1億2,000万円未満
C	2,500万円未満

(5) 電気

等級	工事費の範囲
A	2,500万円以上
B	2,500万円未満

(6) 管

等級	工事費の範囲
A	2,500万円以上
B	2,500万円未満

(7) 上水道

等級	工事費の範囲
A	1億3,000万円以上
B	1億3,000万円未満

X1:年間平均の完成工事高の和

年間平均の完成工事高の和	数値
1,000 億円以上	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	114 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 20,000,000 + 1,739
600 億円以上 800 億円未満	101 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 20,000,000 + 1,791
500 億円以上 600 億円未満	88 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000,000 + 1,566
400 億円以上 500 億円未満	89 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000,000 + 1,561
300 億円以上 400 億円未満	89 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000,000 + 1,561
250 億円以上 300 億円未満	75 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000,000 + 1,378
200 億円以上 250 億円未満	76 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000,000 + 1,373
150 億円以上 200 億円未満	76 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000,000 + 1,373
120 億円以上 150 億円未満	64 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 3,000,000 + 1,281
100 億円以上 120 億円未満	62 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 2,000,000 + 1,165
80 億円以上 100 億円未満	64 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 2,000,000 + 1,155
60 億円以上 80 億円未満	50 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 2,000,000 + 1,211
50 億円以上 60 億円未満	51 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 1,000,000 + 1,055
40 億円以上 50 億円未満	51 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 1,000,000 + 1,055
30 億円以上 40 億円未満	50 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 1,000,000 + 1,059
25 億円以上 30 億円未満	51 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 500,000 + 903
20 億円以上 25 億円未満	39 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 500,000 + 963
15 億円以上 20 億円未満	36 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 500,000 + 975
12 億円以上 15 億円未満	38 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 300,000 + 893
10 億円以上 12 億円未満	39 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 200,000 + 811
8 億円以上 10 億円未満	38 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 200,000 + 816
6 億円以上 8 億円未満	25 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 200,000 + 868
5 億円以上 6 億円未満	25 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 100,000 + 793
4 億円以上 5 億円未満	34 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 100,000 + 748
3 億円以上 4 億円未満	42 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 100,000 + 716
2.5 億円以上 3 億円未満	24 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 50,000 + 698
2 億円以上 2.5 億円未満	28 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 50,000 + 678
1.5 億円以上 2 億円未満	34 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 50,000 + 654
1.2 億円以上 1.5 億円未満	26 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 30,000 + 626
1 億円以上 1.2 億円未満	19 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 20,000 + 616
0.8 億円以上 1 億円未満	22 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 20,000 + 601
0.6 億円以上 0.8 億円未満	28 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 20,000 + 577
0.5 億円以上 0.6 億円未満	16 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000 + 565
0.4 億円以上 0.5 億円未満	19 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000 + 550
0.3 億円以上 0.4 億円未満	24 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000 + 530
0.25 億円以上 0.3 億円未満	13 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000 + 524
0.2 億円以上 0.25 億円未満	16 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000 + 509
0.15 億円以上 0.2 億円未満	20 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 5,000 + 493
0.12 億円以上 0.15 億円未満	14 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 3,000 + 483
0.1 億円以上 0.12 億円未満	11 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 2,000 + 473
0.1 億円未満	131 × (年間平均完成工事高の和) ÷ 10,000 + 397

Xa: 自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の数値の和

自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の数値の和	数値
3,000 億円以上	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	63 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000,000 + 1,736
2,000 億円以上 2,500 億円未満	73 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000,000 + 1,686
1,500 億円以上 2,000 億円未満	91 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000,000 + 1,614
1,200 億円以上 1,500 億円未満	66 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 30,000,000 + 1,557
1,000 億円以上 1,200 億円未満	53 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000,000 + 1,503
800 億円以上 1,000 億円未満	61 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000,000 + 1,463
600 億円以上 800 億円未満	75 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000,000 + 1,407
500 億円以上 600 億円未満	46 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000,000 + 1,356
400 億円以上 500 億円未満	53 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000,000 + 1,321
300 億円以上 400 億円未満	66 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000,000 + 1,269
250 億円以上 300 億円未満	39 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000,000 + 1,233
200 億円以上 250 億円未満	47 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000,000 + 1,193
150 億円以上 200 億円未満	57 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000,000 + 1,153
120 億円以上 150 億円未満	42 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 3,000,000 + 1,114
100 億円以上 120 億円未満	33 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 2,000,000 + 1,084
80 億円以上 100 億円未満	39 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 2,000,000 + 1,054
60 億円以上 80 億円未満	47 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 2,000,000 + 1,022
50 億円以上 60 億円未満	29 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 1,000,000 + 989
40 億円以上 50 億円未満	34 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 1,000,000 + 964
30 億円以上 40 億円未満	41 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 1,000,000 + 936
25 億円以上 30 億円未満	25 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 500,000 + 909
20 億円以上 25 億円未満	29 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 500,000 + 889
15 億円以上 20 億円未満	36 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 500,000 + 861
12 億円以上 15 億円未満	27 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 300,000 + 834
10 億円以上 12 億円未満	21 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 200,000 + 816
8 億円以上 10 億円未満	24 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 200,000 + 801
6 億円以上 8 億円未満	30 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 200,000 + 777
5 億円以上 6 億円未満	18 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 100,000 + 759
4 億円以上 5 億円未満	21 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 100,000 + 744
3 億円以上 4 億円未満	27 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 100,000 + 720
2.5 億円以上 3 億円未満	15 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000 + 711
2 億円以上 2.5 億円未満	19 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000 + 691
1.5 億円以上 2 億円未満	23 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 50,000 + 675
1.2 億円以上 1.5 億円未満	16 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 30,000 + 664
1 億円以上 1.2 億円未満	13 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000 + 650
0.8 億円以上 1 億円未満	16 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000 + 635
0.6 億円以上 0.8 億円未満	19 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 20,000 + 623
0.5 億円以上 0.6 億円未満	11 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000 + 614
0.4 億円以上 0.5 億円未満	14 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000 + 599
0.3 億円以上 0.4 億円未満	16 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000 + 591
0.25 億円以上 0.3 億円未満	10 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000 + 579
0.2 億円以上 0.25 億円未満	12 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000 + 569
0.15 億円以上 0.2 億円未満	14 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 5,000 + 561
0.12 億円以上 0.15 億円未満	11 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 3,000 + 548
0.1 億円以上 0.12 億円未満	8 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 2,000 + 544
0.1 億円未満	223 × (自己資本額(又は2期平均の自己資本額)の和) ÷ 10,000 + 361

別表3-3

Xb:利益額の数値の和

利益額の数値の和	数値
300 億円以上	2,447
250 億円以上 300 億円未満	$134 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000,000 + 1,643$
200 億円以上 250 億円未満	$151 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000,000 + 1,558$
150 億円以上 200 億円未満	$175 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000,000 + 1,462$
120 億円以上 150 億円未満	$123 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 3,000,000 + 1,372$
100 億円以上 120 億円未満	$93 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 2,000,000 + 1,306$
80 億円以上 100 億円未満	$104 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 2,000,000 + 1,251$
60 億円以上 80 億円未満	$122 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 2,000,000 + 1,179$
50 億円以上 60 億円未満	$70 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 1,000,000 + 1,125$
40 億円以上 50 億円未満	$79 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 1,000,000 + 1,080$
30 億円以上 40 億円未満	$92 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 1,000,000 + 1,028$
25 億円以上 30 億円未満	$54 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 500,000 + 980$
20 億円以上 25 億円未満	$60 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 500,000 + 950$
15 億円以上 20 億円未満	$70 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 500,000 + 910$
12 億円以上 15 億円未満	$48 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 300,000 + 880$
10 億円以上 12 億円未満	$37 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 200,000 + 850$
8 億円以上 10 億円未満	$42 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 200,000 + 825$
6 億円以上 8 億円未満	$48 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 200,000 + 801$
5 億円以上 6 億円未満	$28 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 100,000 + 777$
4 億円以上 5 億円未満	$32 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 100,000 + 757$
3 億円以上 4 億円未満	$37 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 100,000 + 737$
2.5 億円以上 3 億円未満	$21 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 50,000 + 722$
2 億円以上 2.5 億円未満	$24 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 50,000 + 707$
1.5 億円以上 2 億円未満	$27 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 50,000 + 695$
1.2 億円以上 1.5 億円未満	$20 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 30,000 + 676$
1 億円以上 1.2 億円未満	$15 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 20,000 + 666$
0.8 億円以上 1 億円未満	$16 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 20,000 + 661$
0.6 億円以上 0.8 億円未満	$19 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 20,000 + 649$
0.5 億円以上 0.6 億円未満	$12 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 10,000 + 634$
0.4 億円以上 0.5 億円未満	$12 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 10,000 + 634$
0.3 億円以上 0.4 億円未満	$15 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 10,000 + 622$
0.25 億円以上 0.3 億円未満	$8 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000 + 619$
0.2 億円以上 0.25 億円未満	$10 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000 + 609$
0.15 億円以上 0.2 億円未満	$11 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 5,000 + 605$
0.12 億円以上 0.15 億円未満	$7 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 3,000 + 603$
0.1 億円以上 0.12 億円未満	$6 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 2,000 + 595$
0.1 億円未満	$78 \times (\text{利益額の数値の和}) \div 10,000 + 547$

別表3-4

Za: 技術職員数值

技術職員数值	数值
15,500 以上	1868
11,930 以上 15,500 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 3,570 + 2,065) \times 0.8$
9,180 以上 11,930 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 2,750 + 1,998) \times 0.8$
7,060 以上 9,180 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 2,120 + 1,939) \times 0.8$
5,430 以上 7,060 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 1,630 + 1,876) \times 0.8$
4,180 以上 5,430 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 1,250 + 1,808) \times 0.8$
3,210 以上 4,180 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 970 + 1,747) \times 0.8$
2,470 以上 3,210 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 740 + 1,686) \times 0.8$
1,900 以上 2,470 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 570 + 1,624) \times 0.8$
1,460 以上 1,900 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 440 + 1,558) \times 0.8$
1,130 以上 1,460 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 330 + 1,488) \times 0.8$
870 以上 1,130 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 260 + 1,434) \times 0.8$
670 以上 870 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 200 + 1,367) \times 0.8$
510 以上 670 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 160 + 1,318) \times 0.8$
390 以上 510 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 120 + 1,247) \times 0.8$
300 以上 390 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 90 + 1,183) \times 0.8$
230 以上 300 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 70 + 1,119) \times 0.8$
180 以上 230 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 50 + 1,040) \times 0.8$
140 以上 180 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 40 + 984) \times 0.8$
110 以上 140 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 30 + 907) \times 0.8$
85 以上 110 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 25 + 860) \times 0.8$
65 以上 85 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 20 + 810) \times 0.8$
50 以上 65 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 15 + 742) \times 0.8$
40 以上 50 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 633) \times 0.8$
30 以上 40 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 633) \times 0.8$
20 以上 30 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 10 + 636) \times 0.8$
15 以上 20 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 508) \times 0.8$
10 以上 15 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 511) \times 0.8$
5 以上 10 未満	$(63 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 509) \times 0.8$
5 未満	$(62 \times (\text{技術職員数值}) \div 5 + 510) \times 0.8$

Zb: 年間平均の元請完成工事高の和

年間平均の元請完成工事高の和	数値
1,000 億円以上	573
800 億円以上 1,000 億円未満	$(119 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 20,000,000 + 2,270) \times 0.2$
600 億円以上 800 億円未満	$(145 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 20,000,000 + 2,166) \times 0.2$
500 億円以上 600 億円未満	$(87 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000,000 + 2,079) \times 0.2$
400 億円以上 500 億円未満	$(104 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000,000 + 1,994) \times 0.2$
300 億円以上 400 億円未満	$(126 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000,000 + 1,906) \times 0.2$
250 億円以上 300 億円未満	$(76 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000,000 + 1,828) \times 0.2$
200 億円以上 250 億円未満	$(90 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000,000 + 1,758) \times 0.2$
150 億円以上 200 億円未満	$(110 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000,000 + 1,678) \times 0.2$
120 億円以上 150 億円未満	$(81 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 3,000,000 + 1,603) \times 0.2$
100 億円以上 120 億円未満	$(63 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 2,000,000 + 1,549) \times 0.2$
80 億円以上 100 億円未満	$(75 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 2,000,000 + 1,489) \times 0.2$
60 億円以上 80 億円未満	$(92 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 2,000,000 + 1,421) \times 0.2$
50 億円以上 60 億円未満	$(55 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 1,000,000 + 1,367) \times 0.2$
40 億円以上 50 億円未満	$(66 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 1,000,000 + 1,312) \times 0.2$
30 億円以上 40 億円未満	$(79 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 1,000,000 + 1,260) \times 0.2$
25 億円以上 30 億円未満	$(48 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 500,000 + 1,209) \times 0.2$
20 億円以上 25 億円未満	$(57 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 500,000 + 1,164) \times 0.2$
15 億円以上 20 億円未満	$(70 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 500,000 + 1,112) \times 0.2$
12 億円以上 15 億円未満	$(50 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 300,000 + 1,072) \times 0.2$
10 億円以上 12 億円未満	$(41 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 200,000 + 1,026) \times 0.2$
8 億円以上 10 億円未満	$(47 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 200,000 + 996) \times 0.2$
6 億円以上 8 億円未満	$(57 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 200,000 + 956) \times 0.2$
5 億円以上 6 億円未満	$(36 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 100,000 + 911) \times 0.2$
4 億円以上 5 億円未満	$(40 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 100,000 + 891) \times 0.2$
3 億円以上 4 億円未満	$(51 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 100,000 + 847) \times 0.2$
2.5 億円以上 3 億円未満	$(30 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 50,000 + 820) \times 0.2$
2 億円以上 2.5 億円未満	$(35 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 50,000 + 795) \times 0.2$
1.5 億円以上 2 億円未満	$(45 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 50,000 + 755) \times 0.2$
1.2 億円以上 1.5 億円未満	$(32 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 30,000 + 730) \times 0.2$
1 億円以上 1.2 億円未満	$(26 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 20,000 + 702) \times 0.2$
0.8 億円以上 1 億円未満	$(29 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 20,000 + 687) \times 0.2$
0.6 億円以上 0.8 億円未満	$(36 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 20,000 + 659) \times 0.2$
0.5 億円以上 0.6 億円未満	$(22 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000 + 635) \times 0.2$
0.4 億円以上 0.5 億円未満	$(27 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000 + 610) \times 0.2$
0.3 億円以上 0.4 億円未満	$(31 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000 + 594) \times 0.2$
0.25 億円以上 0.3 億円未満	$(19 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000 + 573) \times 0.2$
0.2 億円以上 0.25 億円未満	$(23 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000 + 553) \times 0.2$
0.15 億円以上 0.2 億円未満	$(28 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 5,000 + 533) \times 0.2$
0.12 億円以上 0.15 億円未満	$(19 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 3,000 + 522) \times 0.2$
0.1 億円以上 0.12 億円未満	$(16 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 2,000 + 502) \times 0.2$
0.1 億円未満	$(341 \times (\text{年間平均の完成工事高の和}) \div 10,000 + 241) \times 0.2$

別表4-1

C:工種別年間平均請負実績金額

工種別年間平均請負実績金額	数値	工種別年間平均請負実績金額	数値
5 億円以上	6	2 億円以上 2.5 億円未満	4.2
4.5 億円以上 5 億円未満	5.7	1.5 億円以上 2 億円未満	3.9
4 億円以上 4.5 億円未満	5.4	1 億円以上 1.5 億円未満	3.6
3.5 億円以上 4 億円未満	5.1	0.5 億円以上 1 億円未満	3.3
3 億円以上 3.5 億円未満	4.8	0.5 億円未満	3
2.5 億円以上 3 億円未満	4.5		

別表4-2

表彰部門に対応する工種

表彰部門	対応する工種
土木	土木
舗装	舗装
造園	造園
建築	建築
設備	電気、管
上水道	上水道

別表4-3

建設業労働災害防止協会への加入状況	
有	5
無	0

別表4-4

障害者の雇用状況

法定雇用率	数値
法定雇用率超(障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。)	5
法定雇用率以下	0

別表4-5

一般事業主行動計画の策定及び届出

一般事業主行動計画の策定及び届出	数値
有(次世代育成支援対策法第12条1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。)	5
無	0

別表4-6

指名停止の延べ措置期間

措置要件	数 値
贈賄	措置期間1か月につき、-5点 (ただし、-120点を限度とする。)
独占禁止法違反行為	
競売入札妨害又は談合行為	
あっせん利得処罰法違反行為	

一般競争入札参加資格確認申請書 (兼配置予定技術者調書)

(申請先)

横浜市契約事務受任者

(共同企業体の場合は共同企業体名)

所在地 (共同企業体の場合は代表者) 商号又は名称 代表者職氏名 業者コード

Table with 2 columns: 契約番号, 工事担当課. Below it, 工事名 (工期) 契約締結の日から 年 月 日 まで

上記工事の一般競争入札への参加を申請します。

この申請書(調書)及び添付資料の記載内容は全て事実と相違なく、また、下記技術者は、本工事の公告に定められた技術者の資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経營業務管理責任者又は営業所ごとの専任技術者でないことを誓約します。

なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。

配置予定技術者調書

Main table for '配置予定技術者調書' with columns for 役職, 会社名, フリガナ氏名, 法令取得免許, その他資格, 工事名, 契約金額, 工期, 従事期間, 従事役職, 工事内容.

Table for '申請時における他工事の従事状況' with columns for 工事名, 発注機関名, 工期, 従事期間, 従事役職, 本工事と重複する場合の対応措置, CORINS登録の有無.

- (備考) 1 「役職」欄は該当に○をしてください。 2 共同企業体の場合で代表構成員以外の構成員は、第1号様式その2を使用してください。 3 CORINSに登録されている場合はCORINSの登録番号を記入してください。 4 「申請時における他工事の従事状況」欄は、従事している全ての工事について、本工事の契約の相手方となった場合の技術者の配置予定等を記入してください(従事している工事の従事役職は全て記入)。なお、従事していない場合は、「工事名」欄に「なし」と記入してください。 5 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。 6 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。

配置予定技術者調書 (共同企業体用)

共同企業体名

契約番号		工事担当課	
工事名 (工期)	契約締結の日から 年 月 日 まで		

主 任 技 術 者	フリガナ		建設業許可番号	-
	会社名		業者コード	
	フリガナ		経営業務管理責任者氏名	
	氏名		監理技術者番号	
	法令取得免許	(名称)	(番号)	
	その他の資格	(名称)	(番号)	
監 理 技 術 者	工 事 経 験	工事名	発注機関	
		契約金額	※出資比率相当分を記入 円 (元請単体 ・ 元請JV % ・ 下請)	
		工期	年 月 日 ~	年 月 日
		従事期間	年 月 日 ~	年 月 日
		従事役職	現場代理人 ・ 主任 (監理) 技術者 ・ その他 ()	
その他	工事内容			

申 請 時 における 他 工 事 の 従 事 状 況	工事名	
	発注機関名	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	現場代理人 ・ 主任 (監理) 技術者 ・ その他 ()
	本工事と重複する場合の対応措置	
CORINS登録の有無	有 () ・ 無	

- (備考) 1 「役職」欄は該当に○をしてください。
 2 共同企業体の場合で代表構成員以外の構成員は、本様式(第1号様式その2)を使用してください。代表構成員は第1号様式その1を使用してください。
 3 CORINSに登録されている場合はCORINSの登録番号を記入してください。
 4 「申請時における他工事の従事状況」欄は、従事している全ての工事について、本工事の契約の相手方となった場合の技術者の配置予定等を記入してください(従事している工事の従事役職は全て記入)。なお、従事していない場合は、「工事名」欄に「なし」と記入してください。
 5 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。

施 工 実 績 調 書

会社名

実績区分 (該当に○)	会社の施工実績 ・ 技術者の施工経験
工事名	
発注機関	
請負区分 (該当に○)	単体 ・ 共同企業体 【 代表 ・ 構成員 】 (出資比率 %) ・ 下請
施工場所	
契約金額	円 (※共同企業体の場合は出資比率相当分)
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
技術者氏名※	
従事期間※	年 月 日 ～ 年 月 日
従事役職※ (該当に○)	現場代理人 ・ 主任 (監理) 技術者 ・ その他 ()
※ 技術者の施工経験の場合のみ記入	
工事内容	
技術者の施工経験の場合は上記技術者の従事した内容を記載すること	

実績区分 (該当に○)	会社の施工実績 ・ 技術者の施工経験
工事名	
発注機関	
請負区分 (該当に○)	単体 ・ 共同企業体 (代表 ・ 構成員) (出資比率 %) ・ 下請
施工場所	
契約金額	円 (※共同企業体の場合は出資比率相当分)
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
技術者氏名※	
従事期間※	年 月 日 ～ 年 月 日
従事役職※ (該当に○)	現場代理人 ・ 主任 (監理) 技術者 ・ その他 ()
※ 技術者の施工経験の場合のみ記入	
工事内容	
技術者の施工経験の場合は上記技術者の従事した内容を記載すること	

※記載する工事の内容については、発注する工事に関する公告により確認してください。

(第3号様式)

第 年 月 日

業者コード
商号又は名称
代表者職氏名

横浜市契約事務受任者

一般競争入札参加資格確認結果通知書

下記案件の入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

- 1 契約番号
- 2 件 名
- 3 公 告 日 年 月 日
- 4 入札参加資格の有無 有 ・ 無

※入札参加資格が無いと認めた理由

(備考) 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

(A4)

特定建設共同企業体委任状 (甲)

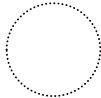



(入札参加用)

登録日	年 月 日
契約番号	
工事件名	

横浜市契約事務受任者

上記工事の競争入札に参加するため、入札参加資格に基づき、特定建設共同企業体を結成し、貴市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任します。

(備考) 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

業者コード (JV)			
共同企業体名称			
フリガナ			
共同企業体の代表者 (受任者)	所在地	(契約者の印) 	
	商号 職・氏名		
連絡先電話番号		連絡先FAX番号	
E-mailアドレス			
共同企業体の成立、 解散の時期及び委任 期間	年 月 日 から当該工事請負契約履行後、3か月を経過する日まで。 ただし、当企業体が上記工事の請負人とならなかったときは、直ちに解散します。		
委任事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 入札、見積りに関する件 1 契約締結に関する件 1 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件 1 復代理人の選任に関する件 		
<input type="checkbox"/> 共同企業体の構成員 (委任者) 及び出資比率			
<代表構成員>	業者コード:	(契約者の印) 	
所在地 商号 職・氏名 出資比率	%		
<その他の構成員>	業者コード:	(契約者の印) 	
所在地 商号 職・氏名 出資比率	%		
<その他の構成員>	業者コード:	(契約者の印) 	
所在地 商号 職・氏名 出資比率	%		

(第4号様式その2)

特定建設共同企業体協定書 (甲)

(目 的)

第 1 条 当建設共同企業体は、横浜市発注に係る
(以下「当該工事」という。)の
請負を共同連帯して営むことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 当建設共同企業体は、
共同企業体
(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、
年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の履行
後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当企業体が当該工
事を請負うことができなかつたときは、直ちに解散する。

(構成員の所在地及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次の
社とする。

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体の代表者は、次の者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、当該工事に関し当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。

- (1) 入札参加申請に関する権限
- (2) 入札、見積及び契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び契約保証金の請求受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限
- (5) 代理人を選任する権限

(構成員の出資割合等)

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の当該工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、当該工事完成後速やかに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、当企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項ま

でを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事について契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は上記のとおり、

共同企業体協定を締結したので、

その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

特定建設共同企業体委任状 (乙)





(入札参加用)

提出日	年 月 日
契約番号	
工事件名	

横浜市契約事務受任者

上記工事の競争入札に参加するため、入札参加資格に基づき、特定建設共同企業体を結成し、貴市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任します。

(備考) 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

乙型特定建設 共同企業体名称		
フリガナ		
乙型特定建設 共同企業体 の代表企業 (受任者)	所在地 商号 職・氏名	(契約者の印) 
連絡先電話番号		連絡先FAX番号
E-mailアドレス		
乙型特定建設 共同企業体の成立、 解散の時期 及び委任期間	年 月 日 から当該工事請負契約履行後、3か月を経過する日まで。 ただし、当企業体が上記工事の請負人とならなかったときは、直ちに解散します。	
委任事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 入札、見積りに関する件 1 契約締結に関する件 1 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件 1 復代理人の選任に関する件 	
<input type="checkbox"/> 共同企業体の構成員 (委任者) 及び担当業務		
<代表構成員>	業者コード:	(契約者の印)
所在地 商号 職・氏名 担当業務:		
<その他の構成員>	業者コード:	(契約者の印)
所在地 商号 職・氏名 担当業務:		
<その他の構成員>	業者コード:	(契約者の印)
所在地 商号 職・氏名 担当業務:		

(第4号様式その4)

特定建設共同企業体協定書 (乙)

(目 的)

第 1 条 当建設共同企業体は、横浜市発注に係る
(以下「当該工事」という。)の
請負を共同連帯して営むことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 当建設共同企業体は、 共同企業体
(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の履行
後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当企業体が当該工事
を請負うことができなかつたときは、直ちに解散する。

(構成員の所在地及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次の 社とする。

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体の代表者は、次の者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、当該工事に関し当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。

- (1) 入札参加申請に関する権限
- (2) 入札、見積及び契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び契約保証金の請求受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限
- (5) 代理人を選任する権限

(分担工事額)

第 8 条 当企業体の構成員の当該工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 当該工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者又は第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事について契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は上記のとおり、
共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自 1
通を所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

特定建設共同企業体協定書（乙）第8条第2項に基づく協定書

横浜市発注に係る下記工事については、特定建設共同企業体協定書（乙）第8条第2項の規定により、当企業体構成員が分担する工事額を、次のとおり定める。

記

- 1 工事名
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

他 社は上記のとおり、分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

代表構成員	所在地	
	商号	
	代表者	印
構成員	所在地	
	商号	
	代表者	印
構成員	所在地	
	商号	
	代表者	印

業者コード
商号又は名称
代表者職氏名

横浜市契約事務受任者

指名通知書

次により、指名競争入札を行いますので通知します。

- 1 契約番号：
- 2 入札方法：
- 3 工事件名：

工 期：
工 種：
- 4 予定価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 5 調査基準価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 最低制限価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 7 図渡し日時： 年 月 日 時 分
場 所：
- 8 入札期間： 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 9 開札予定日時： 年 月 日 時 分
- 10 入札保証金：
- 11 前金払：
- 12 部分払：
- 13 契約保証：
- 14 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事：
- 15 工事担当課： TEL
- 16 契約担当課： TEL
- 17 その他：

【注意事項】

- ・入札を希望しない場合には、参加しないことができます。所定の辞退届を提出してください。
- ・本件工事の入札は電子入札により行います。紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係第7条に定める場合以外は認められません。
- ・工事費内訳書を別途指定がある場合を除いて、電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付しない者、又は工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致しない者が行った入札は無効とします。提出方法については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照してください。
- ・工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書のうち工事内容及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（当該区分がないものは同等の内訳。以下同じ。）よりも詳細な内訳が明示されており、かつ、本市の中科目別内訳又は本工事内訳書に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているものでない場合は無効とします。
- ・工事の施工にあたっては、施工現場に配置する技術者や下請契約の締結等の事項は建設業法の規定を遵守してください。
- ・その他、この指名通知書に記載のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加要領等に定めるところによるものとします。
- ・入札の公平・公正性を確保するため、この指名通知書に係る事項の取扱いには留意してください。

(備考) 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

業者コード
商号又は名称
代表者職氏名

横浜市契約事務受任者

指名通知書

次により、指名競争入札を行いますので通知します。

- 1 契約番号：
- 2 入札方法：
- 3 工事件名：

- 工 期：
- 工 種：
- 4 予定価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 5 調査基準価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 最低制限価格： 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 7 図渡し日時： 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所：

- 8 入札日時： 年 月 日 時 分
場 所：
- 9 入札保証金：
- 10 前金払：
- 11 部分払：
- 12 契約保証：
- 13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事：
- 14 工事担当課： TEL
- 15 契約担当課： TEL
- 16 その他：

【注意事項】

- ・入札を希望しない場合には、参加しないことができます。所定の辞退届を提出してください。
 - ・本件工事の入札は紙入札により行います。
 - ・入札参加者は所定の入札書と工事費内訳書を上記8で定める入札日時及び場所において提出してください。
工事費内訳書の提出がない者、又は工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致しない者が行った入札は無効とします。
 - ・工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書のうち工事内容及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（当該区分がないものは同等の内訳。以下同じ。）よりも詳細な内訳が明示されており、かつ、本市の中科目別内訳又は本工事内訳書に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているものでない場合は無効とします。
 - ・工事の施工にあたっては、施工現場に配置する技術者や下請契約の締結等の事項は建設業法の規定を遵守してください。
 - ・その他、この指名通知書に記載のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加要領等に定めるところによるものとします。
 - ・入札の公平・公正性を確保するため、この指名通知書に係る事項の取扱いには留意してください。
- (備考) 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

配置技術者・現場代理人(変更)届出書

(申請先) 横浜市契約事務受任者

(共同企業体の場合は共同企業体名)
所在地
(共同企業体の商号又は名称
場合は代表者) 代表者職氏名
業者コード

Table with contract number, project name, and dates (from contract conclusion to ... year month day).

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。
この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経営業務管理責任者でないことを誓約します。また、建設業の許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)を、専任配置が必要な技術者及び現場代理人として配置しておらず、営業所技術者等を専任配置が必要な技術者として配置する場合には、建設業法第二十六条の五に定める規定を満たしていることを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。
□建設業法第二十六条の五に定める要件を満たすため、営業所技術者等を配置します。(営業所名:)

1 技術者

Main form for technical staff including fields for role, company name, qualifications, and project details.

2 現場代理人 ※本工事における技術者との兼任 (する・しない)

Form for site agent details including name, company, and project information.

(備考)

- 1 共同企業体における代表構成員以外の配置技術者又は低入札調査対象案件における2人目の配置技術者は、第6号様式その2を使用してください。
- 2 直接的かつ恒常的な雇用関係及び3か月以上の雇用期間が確認できる書類を該当欄に記載し、証明書類の写しを添付してください。
- 3 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。
- 4 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、本様式を2枚使用し、1枚目に特例監理技術者に関する事項を記入し、2枚目は「1 技術者」の「役職欄」の「その他」に「監理技術者補佐」と記載の上、監理技術者補佐に関する必要事項を記入してください。
- 5 技術者又は現場代理人が3件以上に従事している場合には、別紙で一覧を添付してください。
- 6 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。

配置技術者（変更）届出書

商号又は名称

共同企業体の場合は共同企業体名

契約番号	工事担当課
工事名 (工期)	契約締結の日から 年 月 日 まで

役職 主任技術者・ 監理技術者・ その他 ()	フリガナ	業者コード
	会社名	経營業務管理責任者の氏名
	フリガナ 氏名	配置予定技術者調書からの技術者変更(WTO対象工事)
	資格を証明する書類	有・無
	資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) <input type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) (番号) <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。
	その他	書類名 () ※書類例(雇用期間の開始日として判断する日) ・監理技術者資格者証(交付日) ・住民税特別徴収税額通知書(通知日) ・雇用保険被保険者証(資格取得日) ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(資格取得日)
他の工事の 従事状況 有・無	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()

役職 主任技術者・ 監理技術者・ その他 ()	フリガナ	業者コード
	会社名	経營業務管理責任者の氏名
	フリガナ 氏名	配置予定技術者調書からの技術者変更(WTO対象工事)
	資格を証明する書類	有・無
	資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 (交付番号) <input type="checkbox"/> 国家資格等 (名称) (番号) <input type="checkbox"/> 実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。
	その他	書類名 () ※書類例(雇用期間の開始日として判断する日) ・監理技術者資格者証(交付日) ・住民税特別徴収税額通知書(通知日) ・雇用保険被保険者証(資格取得日) ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(資格取得日)
他の工事の 従事状況 有・無	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
他の工事の従事状況が「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	工事名	
	発注機関	<input type="checkbox"/> 横浜市 (契約番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()

(備考)

- 1 共同企業体における代表構成員以外の配置技術者又は低入札調査対象案件における2人目の配置技術者は、この様式を使用してください。
- 2 直接的かつ恒常的な雇用関係及び3か月以上の雇用期間が確認できる書類については該当欄にチェックをし、証明書類の写しを添付してください。
- 3 技術者又は現場代理人が3件以上に従事している場合には、別紙で一覧を添付してください。
- 4 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。